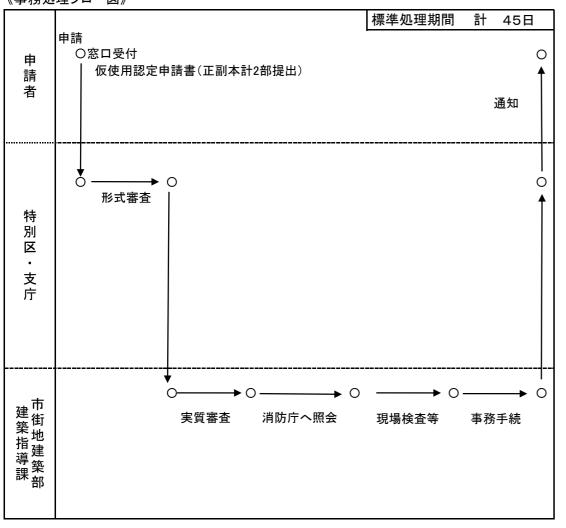
事務処理フロー図

事務名 建築物の仮使用認定

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課検査担当 電話 30-711

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

◎争伤処理プロー凶の武明//		
項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載がないかどうか、添付書 類棟が整っているか審査し、申請手数料を徴収しま す。
2	送付	形式審査が終了した申請書を、市街地建築部建築 指導課へ送付します。
3	実質審査	申請書に規則上の図書が添付され、記載の不備が ないことや「工事中建築物の仮使用認定手続きマ ニュアル」等により審査を行います。
4	現場検査	仮使用認定申請書の内容と現場に相違ないか確認 し、建築確認申請書を元に建築基準関係規定に適 合しているか検査を実施します。
5	消防庁へ 照会	東京消防庁及び所轄消防署へ仮使用認定申請書 を照会します。
6	事務手続	仮使用認定申請書の諾否について、建築指導課長 が決定します。
7	送付	特別区・支庁へ送付します。
8	通知	仮使用認定申請書(副本)と仮使用認定通知書を返 却します。

注記) 現場検査(建築・設備・構造)、建築物省エネ法、昇降機完了 検査は、認定建築物の規模により、日数が確定する(規模が大きけ ればそれだけ日数を要す)。最低でも建築・設備・構造=1日、建築物 省エネ法検査=1日、昇降機検査=1日。